

第11

登記・会社法その他

Q170

権利証を焼失したり、登記所の登記簿原本が焼失した場合には、どう対応したらいいのでしょうか。

今回の阪神・淡路大震災においては、震災地の登記所が焼失し、不動産登記簿原本が焼失するという事態や金融機関が焼失して預金原簿が焼失するという事態は避けられました。しかし、関東大震災において、権利の消滅に関する問題として生じたのが、貯金原簿及び不動産登記簿原本の焼失でした。

Q(1) 債権の原因を証明する契約書を焼失した場合はどうなりますか。

A 金銭債権は、地震災害によっては消滅しません。しかし、その原因証書を焼失した場合、権利の存在について立証が困難となる場合があります。今回は、金融機関は弾力的に対応しているようですが、原因証書が焼失すれば、証書以外の立証手段によって立証することが必要になります。したがって、私署証書に限らず、確定判決の原本、公正証書、内容証明による債権譲渡通知、確定日付等につ

いても、消滅する危険性は否定できません。

なお、債権の消滅に関して、領収書などが滅失している場合に、二重払いを強制される危険もないではないでしょう。

Q(2) 登記所の土地登記簿が焼失してしまった場合の土地所有権はどうなるのでしょうか。

A 土地所有権それ自体は地震によっては消滅しません。しかし、登記所の土地登記簿原本が焼失してしまった場合には、権利の帰属などが争いの対象となり、円滑な不動産取引を期待することができないこととなります。

登記簿が公開されている以上、保管方法には限界があり、焼失という事態を想定する必要があります。もっとも、現在は登記簿のコンピューター化が逐次進められており、登記簿自体の焼失はほぼ防止されています。

登記簿原本が滅失した場合には、利害関係人は回復登記を申請すべきものとされ、この場合重要な意味を有するのは不動産登記済権利証です。

しかし、登記簿が回復されると、土地や建物の権利証は焼失していても保証書の利用により取引は可能です。今回は、登記簿原本の滅失という事態は避けられましたので、たとえ権利証を焼失していても、その権利の設定や変更を行うことに支障はありません。

Q171

会社の株主名簿が焼失してしまいました。株主総会を商法の定めるとおり開催する必要があるでしょうか。

A

(1) 今回の震災で、神戸市に本社を置く多くの企業で、経理関係書類やデータが紛失・焼失していることが予想されるほか、株主総会開催場所の確保が困難となっているところが多いと思います。10月末決算の会社は、1月末までに定時総会を開催しなければなりません。

今回のような大震災は不可抗力ですから、ケース・バイ・ケースで判断するほかないでしょう。

(2) 上場・店頭登録公開企業の株主総会

法務省と大蔵省は、上場・店頭登録公開企業の株主総会期限の延長と有価証券報告書の提出期限の延長を認める方針と伝えられています(平成7年1月28日毎日新聞朝刊)。企業から延長の申出があれば、個別的に判断する由です。

(3) 株主名簿の焼失の場合の株主総会招集通知

株主名簿が焼失してしまった企業もあることでしょう。総会招集通知を出そうにも出せない場合がありますが、場合によっては官報で公告するのも一方法です(関東大震災の場合は、大正12年10月31日勅令471号により上記方法が認められました)。

Q172

平成2年の商法の改正により、株式会社の資本の額・有限会社の資本総額を増額する期限が平成8年3月末日までとされていましたが、被災地の企業に関する特例措置が検討されていると聞きました。

A

法務省は、平成2年の商法改正で、平成8年3月末日までに、株式会社はその資本金を1,000万円に、有限会社はその資本の総額を300万円以上に増額しなければならないと決められていましたが、被災地に本社などがある法人については、1年間猶予する方向で検討中の由です。

Q173

会社が被災したため登記をすることができないまま1カ月経過しましたが、登記及び公告ができなかったことによる不利益はないでしょうか？

A

商法12条では、登記すべき事項は登記公告後でなければ善意の第三者に対抗することができないと定め、登記公告後でも第三者が「正当の事由」によって知らなかった場合には対抗できないとしています。

その主旨は、地震などの大規模な天災によって登記内容を知ることができなかった第三者を保護するためであると解されています。したがって、会社の役員の変更その他の事項の変更登記ができなかった場

合には、やはり商法12条によって第三者に対抗することはできませんでしょう。逆に、被災者の方の場合には登記されていることを知らなかったことを立証すれば、登記の対抗力はないことになります。

Q174

その他会社経営上問題になることはありませんか？

A 今回の震災により、株式会社の代表取締役が死亡して後任を選任することができない場合や取締役が全員死亡してしまった場合、さらには、取締役が欠けた場合の仮取締役選任の問題、取締役会議事録が消失した場合など問題があります。しかし、これらの問題は、商事法務研究会発行の「大規模地震と経済災害」の110頁から127頁を参照して下さい。

また、「阪神大震災に伴う株式実務への影響」（商事法務1309号）を参照して下さい。

Q175

紙幣や硬貨が焼けてしまいましたが、交換してもらえるのでしょうか。

A 地震の際の火災や建物倒壊などにより、紙幣や硬貨の一部が汚染したり、毀損してしまった紙幣は、日本銀行やその代理店である都市銀行などで、次に掲げる基準で交換してもらえます（損傷日本銀行券引換規程）。

表裏の双方が残っている場合には、次に掲げるとおり交換されます。

- ① 3分の2以上 券面金額の全額
- ② 5分の2以上 券面金額の1/2
- ③ 5分の2未満 交換はできない

Q176

社会保険に関するいろいろな問題について教えて下さい。

Q(1) 健康保険被保険者証などを紛失・焼失した場合はどうなりますか。

A 保険医療機関で診察を受ける場合、窓口には被保険者証を提出する必要がありますが、今回の震災で被保険者証を紛失・焼失した場合は、医療機関で氏名・生年月日・住所（被保険者証の記号など）を告げると保険診療を受けることができます。

また、被保険者証の再発行手続も各市区役所又は町役場で受けています。

結核・精神障害などの患者票や生活保護、身体障害などの医療券、児童の育成医療券、被爆者健康手帳などを紛失した人も、医療機関に、氏名、生年月日、住所、各制度の対象者であることを申し出ると受診できます（厚生省の要請）。

Q(2) 今回の震災で国民健康保険の一部負担金が免除されると聞きましたが。

A (1) 阪神・淡路大震災で災害救助法を適用された市町村に住み、住居が著しく壊れたり、主たる生計維持者が死亡・重症となった家族については、平成7年2月末まで、医療機関で受領した健康保険の一部負担金と入院時の給食費の自己負担分の支払を猶予してもらうことができる旨、厚生省が決めたとの報道がありました。

現在のところ、神戸市などではまだ実施はされていませんので、猶予を希望される方は、市役所又は町役場にご確認下さい。

(2) 一般的手続としては、世帯主が震災で死亡し、不具者となり、又は資産に重要な損害を受けたときは、あらかじめ一部負担金の減額、免除の申請書を、保険者（市町・国民健康保険組合）に提出してその承認を受けることができます。

また、生活が困難となった場合は、一部負担金の徴収猶予申請をすることもできます。急患その他緊急やむをえない特別の理由がある場合には、後から申請書を提出することができる場合もあります。

減免・徴収猶予の決定を受けた場合は、保険者から「一部負担金減額免除・徴収猶予証明書」の交付を受け、医療機関に提出します。

緊急やむをえない事情により証明書を医療機関に提出できない場合は、第2回目の診察日までには必要な手続をすませる旨を約した書面を提出することにより一部負担金の減免等を受けることもできます。

ただし、今回、以上の取扱いは、ほとんど手続されていない模様です。

(3) 国民健康保険料の減免又は猶予

今回被災した方につき、神戸市などでは平成7年1月分・2月分

の保険料支払について、3月末まで猶予される扱いをとっています。しかし、居住されている家屋が全壊又は半壊した方について、保険料の一部減免を取り扱うところもありますので、市役所又は町役場の国民健康保険係にお問い合わせ下さい。

(4) 国民年金

被災した国民年金の加入者につき、希望者には平成7年3月まで保険料の納付免除を受けることができます（厚生省社会保険庁決定）。

ただし、免除された場合、将来の年金給付額の算定では、免除期間中は、3分の1給付として計算され、減額されます。